

令和3年度集団指導資料

# 就労支援事業会計処理基準について

群馬県健康福祉部監査指導課 令和3年12月

## 【説明項目】

- 1 基本的な考え方
- 2 会計書類の構成及び内容
- 3 原価計算の実施
- 4 各種積立金

(参考)

## 【資料】・・・別途掲載

### 資料1

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い」についての一部改正について  
(平成25年1月15日社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」

### 資料2

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明  
(平成25年1月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

別添「就労支援の事業の会計処理の基準」の改正に係る留意事項等の説明

# 1 基本的な考え方（1 / 1 1）

## 【基本事項の確認】

### ①工賃

- ・ **工賃**は、**生産活動に係る事業の収入**から、**生産活動に係る事業に必要な経費**を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならない。

根拠：指定基準省令第85条（生活介護）、第184条で準用第85条（就労移行支援）、  
第192条第3項（就労継続支援A型）、第201条第1項（就労継続支援B型）

# 1 基本的な考え方（2 / 1 1）

## 【基本事項の確認】

### ②就労A型 賃金・工賃について

- ・（A型事業者は）生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- ・賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならない。（例外規定あり）

根拠：指定基準省令第192条第2項及び第6項

# 1 基本的な考え方（3 / 1 1）

## 【基本事項の確認】

### ③ポイント

- ・「生産活動に係る事業の収入」と「生産活動に係る事業に必要な経費」を適切に把握できないと、適正な賃金及び工賃が算出できない。

# 1 基本的な考え方（4／11）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

①就労支援事業会計基準は、社会福祉法人であるか否かに関わらず、就労支援事業を実施する全ての法人に適用される会計処理の取り扱いを明示するために平成18年に基準が制定された。そして、新社会福祉法人会計基準の制定を踏まえて、平成24年改正が行われ、平成24年4月1日から、次のとおり取り扱うこととなった。

- ・社会福祉法人が行う就労支援事業に関する会計処理は、新社会福祉法人会計基準により処理する。
- ・社会福祉法人以外の法人が行う就労支援事業に関する会計処理は、**就労支援事業会計処理基準**により処理する。

# 1 基本的な考え方（5 / 1 1）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

### ② 就労支援事業会計処理基準とは

生産活動による収入と生産活動に必要な経費を、自立支援給付費収入（報酬）と自立支援給付費で賄う人員基準上必要とされる職員の給与等と別に整理し、生産活動（就労支援事業）の製品製造過程等における適切な製造原価等を把握して適正な利用者賃金及び工賃の算出をするための処理基準。



# 1 基本的な考え方（6 / 1 1）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

③ ②を図式化すると以下のとおり。（イメージ）

生産活動(就労支援事業)		福祉事業活動(障害福祉サービス)	
～生産活動による収入～ ・製造した製品を販売して得た収入 ・組立等の作業で得た収入 ・受託作業で得た収入	～生産活動に必要な経費～ ・基準に定める人員配置を超えて雇用している職員の給与等 ・生産のための材料費・経費	・自立支援給付費による収入	・基準に定める人員配置内の職員（※）の給与等
	・利用者への工賃		

# 1 基本的な考え方（7／11）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

④「基準に定める人員配置内の職員(※)」とは、自立支援給付費収入（報酬）において評価している職員のこと。

(例) 就労移行支援：管理者、職業指導員、生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者  
就労継続支援A型及びB型：管理者、職業指導員、生活支援員、サービス管理責任者

一方、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用している従業者の person 費は「生産活動」の person 費として処理。

(例) 生産活動指導員

# 1 基本的な考え方（8／11）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

⑤ただし「指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事することとして雇用している従業者」であっても自立支援給付費収入（報酬）において評価している従業者は、「福祉事業活動」で会計処理。

（例）就労継続支援B型：サービス費（I）の算定のため配置される職業指導員・生活支援員の人件費、  
目標工賃達成指導員配置加算の対象となる目標工賃達成指導員の人件費

# 1 基本的な考え方（9 / 1 1）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

### ⑥経理区分

- ・事業者は、**指定事業所ごと**に経理を区分するとともに、指定の事業の会計を**その他の事業の会計と区分**しなければならない。

根拠：指定基準省令第93条で準用第41条（生活介護）、第184条で準用第41条（就労移行支援）、第197条で準用第41条（就労継続支援A型）、第202条で準用第41条（就労継続支援B型）

# 1 基本的な考え方（10／11）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

⑦ ⑥を図式化すると（イメージ）

その他の事業	生産活動(就労支援事業)		福祉事業活動(障害福祉サービス)	
指定障害福祉サービス事業 <u>以外の事業</u> (法人の本来業務である自主事業等)	～生産活動による収入～ ・製造した製品を販売して得た収入 ・組立等の作業で得た収入 ・受託作業で得た収入	～生産活動に必要な経費～ ・基準に定める人員配置を超えて雇用している職員の給与等 ・生産のための材料費・経費 ・利用者への賃金・工賃	・自立支援給付費による収入	・基準に定める人員配置内の職員(※)の給与等

# 1 基本的な考え方（11／11）

## 【就労支援事業会計処理基準の基本的な考え方】

### ⑧その他

- ・生活介護事業においても生産活動を行う場合があるが、就労支援事業会計基準を適用するかどうかは、事業者の任意。
- ・社会福祉法人会計基準において社会福祉法人は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成することとされている。
- ・就労支援事業会計処理基準では、社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業事業活動計算書（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等含む）を作成するとともに、複数の就労支援事業所等を運営する場合は、当該事業の損益状況等を把握するため、併せて就労支援事業事業活動内訳表を作成することが必要。

## 2 会計書類の構成及び内容（1 / 7）

### 【会計書類の種類】

#### （1）単独事業所の場合

##### 就労支援事業事業活動計算書(別紙1)



複数の就労支援事業所を運営している場合は、就労支援事業事業活動内訳表も作成

①複数の生産活動を実施している

（表1）就労支援事業別事業活動明細書

②-1製造部門と販売部門があり、年間売上高が5,000万円超

- ・製造部門のみの場合は「就労支援事業製造原価明細書」に整理
- ・販売部門のみの場合は「就労支援事業販管費明細書」に整理
- ・製造部門と販売部門の双方がある場合は仕分けして、それぞれに整理



（表2）就労支援事業製造原価明細書

（表3）就労支援事業販管費明細書

## 2 会計書類の構成及び内容（2／7）

### 【会計書類の種類】

- ②－2 年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売部門に係る費用を区分することが困難な場合

（表4）就労支援事業明細書

- ・多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。



## 2 会計書類の構成及び内容（3／7）

### 【会計書類の種類】

#### （2）多機能型事業所の場合

##### 就労支援事業事業活動計算書(別紙1)



複数の就労支援事業所を運営している場合は、就労支援事業事業活動内訳表も作成

##### ①複数の生産活動を実施している

##### （表5）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

##### ②－1 製造部門と販売部門があり、年間売上高が5,000万円超

- ・ 製造部門のみの場合は「就労支援事業製造原価明細書」に整理
- ・ 販売部門のみの場合は「就労支援事業販管費明細書」に整理
- ・ 製造部門と販売部門の双方がある場合は仕分けして、それぞれに整理

→ [ (表6) 就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）  
(表7) 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

## 2 会計書類の構成及び内容（4／7）

### 【会計書類の種類】

- ②－2 年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売部門に係る費用を区分することが困難な場合

（表8）就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

- ・ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略できる。

## 2 会計書類の構成及び内容（5／7）

### 【会計書類の種類】

参考：社会福祉法人の会計書類

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（H28.3.31雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）

- 別紙3
- ⑮ 就労支援事業別事業活動明細書
  - ⑮-2 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）
  - ⑯ 就労支援事業製造原価明細書
  - ⑯-2 就労支援事業製造原価明細書（事業所等事業所等）
  - ⑰ 就労支援事業販管費明細書
  - ⑰-2 就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）
  - ⑱ 就労支援事業明細書
  - ⑱-2 就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

## 2 会計書類の構成及び内容（6／7）

### 【共通経費の按分方法】

- ①社会福祉法人以外の法人は、  
「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（H13.3.28老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）に準じた扱いとする。
- ②社会福祉法人は、  
「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（H28.3.31雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長通知）  
別紙「13 共通支出及び費用の配分方法」及び「別添1 具体的な科目及び配分方法」のとおり。

## 2 会計書類の構成及び内容（7／7）

### 【共通経費の按分方法】

- ③複数の生産活動を実施している場合は、各生産活動別に所要経費を整理し、共通経費を合理的な方法で按分する。
- ④多機能型事業所の場合、各障害福祉サービス別に所要経費を整理し、共通経費を合理的な方法でサービス区分毎に按分する。

### 3 原価計算の実施（1／8）

(1) (表1) 就労支援事業別事業活動明細書は、就労支援事業活動増減差額を算出するための重要なもの。

「工賃は、A「生産活動に係る事業の収入」からB「生産活動に係る事業に必要な経費」を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならない。」

→就労支援事業活動増減差額が多額に発生していないか。

### 3 原価計算の実施（2／8）

A 「生産活動に係る事業の収入」

= 就労支援事業別事業活動明細書中の「就労支援事業活動収益計」

B 「生産活動に係る事業に必要な経費」

= 就労支援事業別事業活動明細書中の「就労支援事業活動費用計」

= ①就労支援事業販売原価 + ②就労支援事業販管費

### 3 原価計算の実施（3／8）

- (2) 就労支援事業所以外で製造した商品を仕入れて販売する場合は、  
①就労支援事業販売原価＝期首製品棚卸高＋仕入高－期末製品棚卸高
- (3) 部品の組み立て等の下請け作業の場合は、製造業務のみに従事することになるため、販売費及び一般管理費がない。
- (4) 棚卸しを行わないと、「期首製品（商品）棚卸高」、「期末製品（商品）棚卸高」が把握できない。



### 3 原価計算の実施（4／8）

- ・ B「生産活動に係る事業に必要な経費」（就労支援事業の費用：就労支援事業別事業活動明細書の「就労支援事業活動費用計」）は主に、
  - ①製品の製造に必要な経費（就労支援事業販売原価）、
  - ②販売に必要な経費（販売費及び一般管理費） に大別。

収入 (例：パン売上)	①就労支援事業販売原価  (例：パンの製造に必要な経費・・・原料費、製造に携わる利用者の工賃、外注加工費、光熱水費等各種経費)
	②就労支援事業販管費（販売費及び一般管理費）  (例：パンの販売に必要な経費・・・販売に携わる利用者の工賃、交通費、消耗品費等)

### 3 原価計算の実施（5／8）

パンの製造を例にしてみると、

パンを製造し、販売する場合（1年間で250個生産）

製造原価			販売価格
1個	60円	→	1個 ？円

### 3 原価計算の実施（6／8）

$$\text{①就労支援事業販売原価} \\ = \text{期首製品棚卸高} + \text{製造原価（材料費} + \text{*労務費} + \text{各種経費）} \\ - \text{期末製品棚卸高}$$

$$\text{②就労支援事業販管費} = \text{*労務費} + \text{各種経費}$$

\*労務費：利用者賃金、工賃を含む

### 3 原価計算の実施（7／8）

1年間に250個製造し、製造原価が1個60円（総額15,000円）で期首と期末における材料残がなかったとし、販管費が20,000円とした場合の価格設定は？

製造原価：250個×@60円=15,000円

販管費：20,000円

製造原価＋販管費＝35,000円

35,000円÷250個＝140円 → 1個あたり140円以上の価格設定が必要

### 3 原価計算の実施（8／8）

#### 【原価計算】

この例について、販売価格を設定するには？

例えば、1個200円で売るとして試算してみると、  
販売価格200円－必要経費140円＝60円の差額（儲け）が出るため、  
60円×250個＝15,000円相当を工賃総額に反映できる。

差額（儲け）が「就労支援事業活動増減差額」になるため、この差額がなくなるように目標工賃額を踏まえた工賃額を設定し、実際の販売価格の設定を行う。

毎月、この作業を行っていけば、会計年度末に多額の就労支援事業活動増減差額があることに気づいて慌てなくて済むことになる。

## 4 各種積立金（1／5）

【積立金の積み立てについて】

就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないため、原則として余剰金は発生せず、就労支援事業事業活動計算書（別紙1）における「就労支援事業活動増減差額」は生じないが、将来にわたって安定的に工賃を支給する又は安定的かつ円滑に就労事業を継続するため、一定の条件を満たした場合は、2種類の積立金を計上できる。

## 4 各種積立金（2／5）

### 【積立金の積み立てについて】

一定の条件とは・・・

- ・ 理事会の議決に基づき積み立て、取り崩す場合も理事会の議決に基づくこと。
- ・ 当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限られる。
- ・ 積立金を計上する場合は、同額の積立資産を計上すること。  
→その他の積立金明細表（別紙3）及びその他の積立資産明細表（別紙4）を作成する。
- ・ 就労支援事業事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から一定の金額をそれぞれの積立金ごとに定められた範囲内で計上すること。

## 4 各種積立金（3／5）

### 【計上できる積立金について】

#### ①工賃変動積立金

毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保証するため、将来の一定の工賃水準を下回った場合の工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、計上できる。

各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内

積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内

一定の工賃水準を利用者に保証：保証すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）。これを下回った年度は、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給する。



## 4 各種積立金（4／5）

### 【計上できる積立金について】

#### ②設備等整備積立金

就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、計上できる。

各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内

積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内

なお、設備等整備積立金の積み立てにあっては、施設の大規模改修への国庫補助等に留意。設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩す。

## 4 各種積立金（5／5）

### 【計上できる積立金について】

#### ③留意事項

- ・ ①工賃変動積立金、②設備等整備積立金については、特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出の流用は認めれない。
- ・ 就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上記①及び②の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができる。ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填すること。

## 【参考資料】

以下の資料は添付していませんが、必要に応じて、概要欄からご確認ください。

- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」  
(平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13319.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html)
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」  
(平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長通知)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13319.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13319.html)
- 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」  
(平成13年3月28日老振発第18号)  
<https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/1a5d0e228da623954925703600278835>
- 「「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ & Aについて」  
(平成19年5月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/qa34.pdf>